

# 認定申請に必要な書類(R4.1.4~)

チェック項目		添付書類等
個人経営	法人経営	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①認定申請書
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	②申請手数料 12,000円
<input type="checkbox"/>	/	③住民票の写し(本籍が記載されたものに限る)(※1)
<input type="checkbox"/>	/	④法第3条第5号に該当しない者であることを誓約する書面
<input type="checkbox"/>	/	⑤精神機能の障害に関する医師の診断書
/	<input type="checkbox"/>	⑥法人の登記簿謄本
/	<input type="checkbox"/>	⑦定款又はこれに代わる書類
/	<input type="checkbox"/>	⑧役員名簿(役員の役職、氏名及び住所が記載されたものであれば可)
/	<input type="checkbox"/>	⑨役員全員について上記③、④及び⑤の書類
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑩代行保険の証券の写し
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑪随伴用自動車の車検証の写し
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑫随伴用自動車の任意保険証書の写し(※2)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑬安全運転管理者に関する届出書(※3)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑭住民票の写し(③の住民票の写しがあれば不要)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑯資格認定申請書(※3)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑰運転記録証明書(自動車安全運転センター発行のもの)

※ 未成年者が運転代行業者の相続人である場合は、運転代行業者の相続人であることを法定代理人が誓約する書面と、法定代理人に係る上記③、④及び⑤の書類が必要となります。

※1 外国人の方は国籍又は地域が記載されたものに限り、未成年者で、婚姻により成年に達したとみなされた方は、戸籍の謄本又は抄本が必要となります。(住民票の写しは不要です。)

※2 H28.10.1に標準約款が改正され、代行業を営むにあたり、随伴用自動車の任意保険加入が必要となります。

※3 長野県警察ホームページ「安全運転管理者」のページでダウンロードできます。

## 申請の前にまず確認してください！

- 借家・公営住宅にお住まいの方へ**  
借家(住宅)を営業所とする場合は、所有者からあらかじめ使用承諾書を得ておくなど、営業開始後に家主とトラブルにならないよう配慮をお願いします。  
なお、公営住宅の場合は、規則により住宅を営業所として使用できない可能性があります。住宅管理者へ事前の確認をお願いします。
- 代行業者名の確認を**  
代行業の名称(〇〇代行など)を決める際には、県内の他業者と名前が重複しないようご配慮をお願いします。  
どうしても同一名称を使用する場合は、あらかじめ事業者の承諾を得ておくなど、事後の紛議を起こさないよう配慮をお願いします。

代行業者一覧は県警ホームページで公開しています。

